

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 30日

石川県知事 殿

提出者

住 所 石川県小松市符津町ツ23

氏 名 株式会社 小松製作所

執行役員 粟津工場長 保川 高司

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0761-43-4757

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 小松製作所 粟津工場
事業場の所在地	石川県小松市符津町ツ23
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	26 生産用機械器具製造業
②事業の規模	出荷額2,071億円
③従業員数	2,819人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 図1に記載

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(1) 責任者および管理体制

- 環境管理責任者 栗津工場総務部総務部長
 ○廃棄物総括責任者 栗津工場総務部環境課長
 ○廃棄物処理担当 栗津工場総務部環境課
 ○管理体制 ISO14001管理体制に基づく
 環境委員会にて廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、
 適正処理の推進及び廃棄物の管理上で必要な事項を審議する。

(2) 教育等

- ISO14001に従い産業廃棄物の分別、処理方法等の留意事項を教育する。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】 別紙 表1に記載		
	特別管理産業廃棄物の種類	表1 参照	
	排出量	表1 参照	t
① 現状	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 別紙 表2に記載		
	特別管理産業廃棄物の種類	表2 参照	
	排出量	表2 参照	t
② 計画	(今後実施する予定の取組)		
	・継続管理指導していく		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) • 特管廃棄物看板設置、廃棄物分別表掲示、管理者による 管理徹底
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する 取組) • 継続管理指導していく

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
① 現状	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
② 計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
① 現状	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
② 計画	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙 表1に記載		
	特別管理産業廃棄物の種類	表1参照	
	全処理委託量	表1参照	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	表1参照	t
	再生利用業者への 処理委託量	表1参照	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	表1参照	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	表1参照	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・工程見直しして引火性廃油（シンナー）の塗装スプレー配管内の洗浄回数を減らす（同系色の塗料連続して使用する等の見直し） ・引火性廃油の容器内に他の廃油が混載しないよう、現場看板設置注意喚起する 			

② 計画	【目標】 別紙 表2に記載		
	特別管理産業廃棄物の種類	表2 参照	
	全処理委託量	表2 参照	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	表2 参照	t
	再生利用業者への 処理委託量	表2 参照	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	表2 参照	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	表2 参照	t
(今後実施する予定の取組)			
・継続管理指導していく			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 <small>（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</small>		89t
	(今後実施する予定の取組等)		
・すでに優良認定業者で処理、電子マニフェストで管理			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

図1

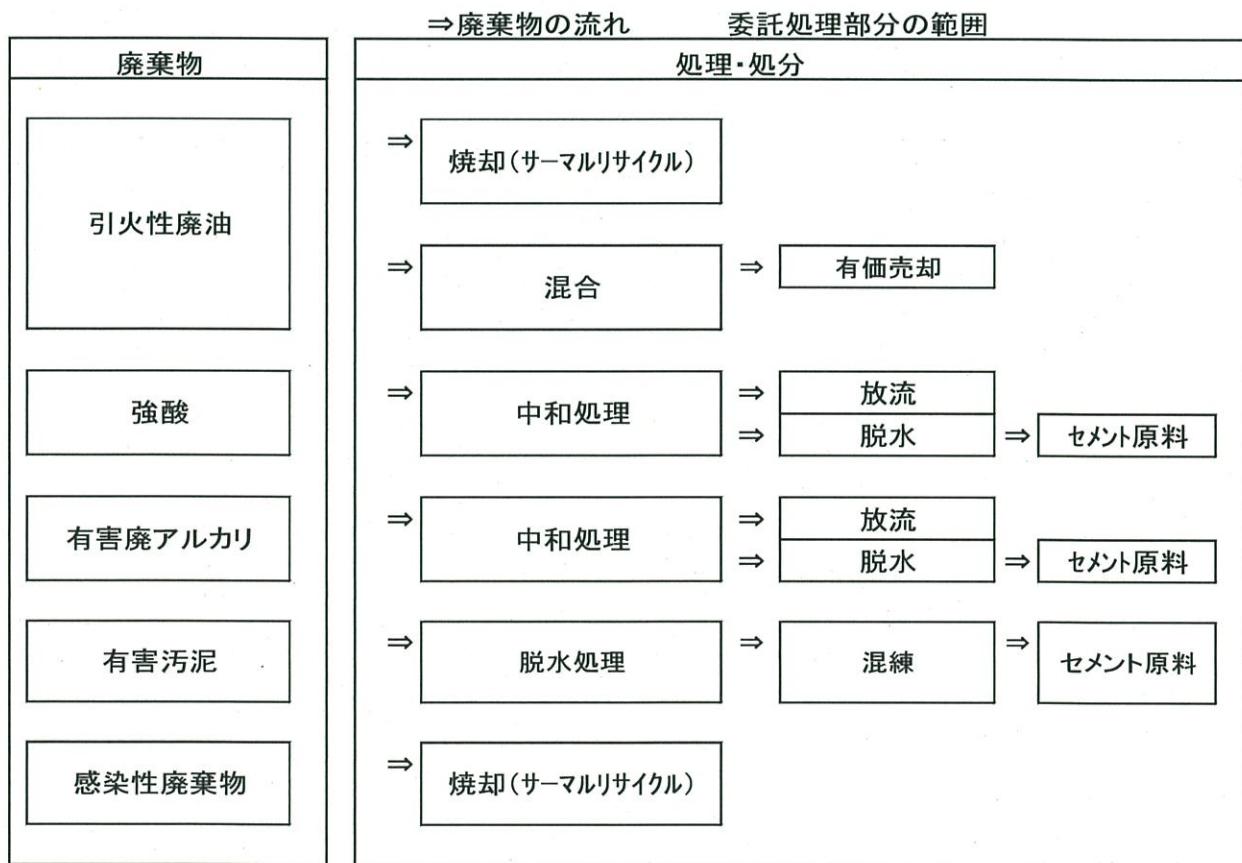
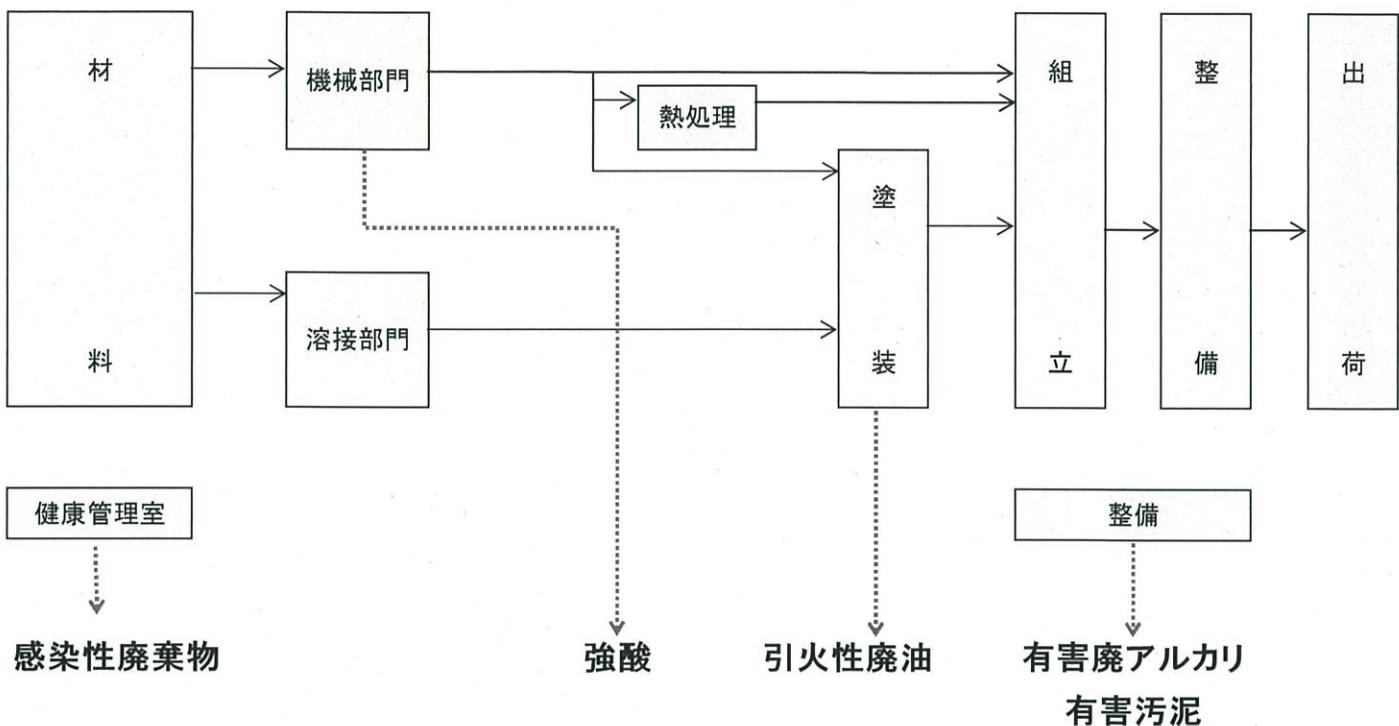


表1 前年度(令和4年(2022年))の産業廃棄物発生量

産業廃棄物物の種類	引火性廃油	強酸	有害廃アルカリ	有害汚泥	感染性廃棄物	合計
① 産業廃棄物排出量	85	4	0	0	0.1	89
② 自ら直接再生利用した産業廃棄物の量						
③ 自ら熱回収を行った産業廃棄物の量						
④ 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量						
⑤ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行つた産業廃棄物の量						
⑥ 全処理委託量	85	4	0.00	0.00	0.1	89
優良認定処理業者への処理委託量	85	4	0.00	0.00	0.1	89
再生利用業者への処理委託量						
認定熱回収業者への処理委託量						
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						

表2 当年度(令和5年(2023年))の産業廃棄物発生量

産業廃棄物物の種類	引火性廃油	強酸	有害廃アルカリ	有害汚泥	感染性廃棄物	合計
① 産業廃棄物排出量	80	4	5	10	0.1	99
② 自ら直接再生利用した産業廃棄物の量						
③ 自ら熱回収を行つた産業廃棄物の量						
④ 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量						
⑤ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行つた産業廃棄物の量						
⑥ 全処理委託量	80	4	5	10	0.1	99
優良認定処理業者への処理委託量	80	4	5	10	0.1	99
再生利用業者への処理委託量						
認定熱回収業者への処理委託量						
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						